

京都社会福祉会館に係るネーミングライツ募集要項

1 趣旨

特定非営利活動法人京都社会福祉推進協議会（以下、「法人」という。）では、京都社会福祉会館の魅力向上、更なる知名度向上や情報発信、社会貢献を促進することを目的とし、ネーミングライツ契約の相手方となる事業者（以下「パートナー」という。）を募集します。

2 対象施設の概要

(1) 施設の名称

京都社会福祉会館

(2) 所在地

京都市中京区壬生坊城48-6

(3) 開設年月

令和6年4月（予定）

(4) 構造及び面積

敷地面積 504.30㎡

延床面積 1,268.11㎡（5階建て1～3階の法人所有部分）

主体構造 鉄骨造り

(5) 設備概要

居室（事務局用1室、貸事務室14室）、ホール（1室）、
会議室（3室）、相談室（3室）、Web会議用ブース（3室）、倉庫等

3 募集概要

(1) 通称

パートナーが命名する施設通称に関する条件は、以下のとおりです。

ア 社会福祉施設の通称として誰もが理解できるものとしてください。

イ 民生児童委員を始め社会福祉活動に従事する多くの方々の利用を踏まえ、「京都社会福祉会館」を含む通称としてください。

（例：「〇〇〇京都社会福祉会館」、「京都社会福祉会館〇〇〇」等）

ウ 和文以外の表記、ロゴについては別途協議とします。

エ 原則として、契約期間内の通称変更はできません。

オ 公序良俗に反する等、社会的に批判を受けるものは通称として使用できません。

(2) 予定価格（ネーミングライツ契約料）

年間200万円（税込）以上（対価は金銭で支払うものとする。）

(3) 契約期間

3年以上10年以内

(4) 新通称使用開始時期

契約を締結した日

(5) 提案事項

別紙2に記載する審査項目に基づく提案を募集します。ただし、提案された内容についてはパートナーの負担により実施するものとします。

(6) 応募資格

応募者は、提案内容を自ら主体となり実施する事業者とします。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は応募者となることができません。

ア 京都市広告掲載基準第2条の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者（法人及びその他の団体にあつては、代表者又はその他役員を含む。以下同じ。）

ウ 国税及び地方税に滞納のある者

エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

オ 暴力団又は暴力団に関係すると認められる者

カ 政治団体、宗教団体、公職にあるものが役員を務める団体

キ その他、ネーミングライツ契約の相手方として適当でないと法人が認める者

(7) 選定方法

法人が、応募者から提案された通称、希望契約金額、契約期間、その他提案事項のほか、応募者の経営の安定性や福祉施策に関する社会貢献、地域貢献等の審査基準に基づき、総合的に審査し決定します。

(8) 審査結果の通知

法人は、審査終了後、速やかに応募者全員に審査結果を通知するとともに、審査の概要（応募者名、契約候補事業者名及び提案内容、審査結果等）を法人ホームページ等で公表します。（経営情報等については非公開とします。）

(9) その他

本件は、「京都社会福祉推進協議会ネーミングライツ事業実施要綱」に基づき実施するものです。そのため、応募に際しては、同要綱を参考としてください。

4 契約時期

本件の審査結果を法人理事へ報告した後に、契約手続を開始します。

※ 契約締結後、工事等により施設を供用停止する期間が生じる場合は、当該期間の取扱いについて別途協議することとします。

5 契約期間満了後の措置

パートナーは、契約期間満了時において同一の条件で更新する場合は、法人と合意のうえ更新申請書（別途交付）に必要な書類を添付して、契約期間満了日の6箇月前までに契約の延長について申し入れることができます。

6 パートナーへの特典例

(1) 施設通称看板掲出権

建物5階西側、銘板

(「京都市みぶ身体障害者福祉会館」(4, 5階)と併記)

ア 上記の掲出場所は例示です。銘板については、京都市屋外広告物等に関する条例に沿ったものとするため、詳細は別途協議のうえ決定となります。

イ 施設通称看板等の設置期間はネーミングライツ契約期間内とします。

ウ 通称の設定に伴い必要となる名称表示サイン及び看板等の変更に要する費用、契約期間満了後に原状回復に要する費用は、提案者の負担とします。また、これらの作業(変更及び原状回復)も法人の確認を受け、提案者側において実施することとします。

※ 権利・特典については、第三者への権利譲渡は出来ません。

(2) 通称の浸透・定着支援

通称決定後に、新通称の浸透・定着のため、法人施設パンフレット等における通称使用、その他各種媒体における通称使用により、法人としての支援を行います。

※ 通称使用への変更にかかる費用は提案者側の負担とします。

7 応募期間

令和5年12月4日(月)から令和6年1月19日(金)までの期間に、必要書類(「9 応募書類」参照)を事前連絡のうえ持参又は郵送してください。郵送の場合は期間内必着とし、持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。

8 質問の受付及び回答

募集要項に関して質問がある場合は、「11 応募書類の提出先及び問合せ先」に記載するメールアドレスに、「京都社会福祉会館に係るネーミングライツ募集要項の質問」と件名を記入して電子メールで提出してください。また、電子メールの送付後、送付した旨を電話連絡し、法人が受信できたことを確認してください。

(1) 質問の受付期間

令和5年12月4日(月)から12月22日(金)までの休日を除く、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。

(2) 質問の回答

令和6年1月10日(水)までに、応募者全員に通知します。

※ 質問の回答内容については、募集要項の該当部分の追加又は修正とみなします。

9 応募書類

次の書類をA4フラットファイルに綴じて、3部（正本1部、副本2部）提出してください。

なお、応募書類の作成等に要する費用は、応募者負担とし、提出後の書類は理由の如何を問わず返却しません。

- (1) ネーミングライツ応募申込書（様式1） 審査項目①②③
- (2) 会社概要（直近3期分の決算報告書等、財務状況の分かる資料）
審査項目④
- (3) 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書で、申込日から3箇月以内に発行されたもの） 審査項目④
- (4) 直近1年分の国税及び地方税の納税証明書 審査項目④（国税）直近1箇年分の法人税又は所得税と、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書（地方税）法人税及び固定資産税の未納がないことの証明書（直近1年分）
- (5) 京都市暴力団排除条例に関する誓約書（様式2）
- (6) 提案内容に係る書類1（様式任意）
社会福祉に対する理念や活動実績、今後の具体的な方針など 審査項目⑤
- (7) 提案内容に係る書類2（様式任意）
民生児童委員活動に関する所見、パートナーとしての関わり方の提案
審査項目⑤
- (8) その他、提案者の強み等を活かしたより良い施設運営等に向けた提案・要望があれば、併せて提出してください。
※ 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

10 失格要件

- (1) 審査期間中に、応募資格を喪失した場合
- (2) 審査の過程で、提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
- (3) 総合審査において、審査項目の「通称」、「金額」、「契約期間」又は「経営の安定性」のいずれか一つが「評価できない」とされた場合

11 応募書類の提出先及び問合せ先

特定非営利活動法人京都社会福祉推進協議会

〒602-8144

京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町536-1 元待賢小学校3階
307号室

電話：075-801-6301 / FAX：075-801-6303

メールアドレス：info@kyo-syafuku.net